

令7福情答申第3号

令和7年6月10日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二 様

(教育委員会総合図書館図書サービス課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年8月25付け教図図第918号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会議事録の会長あいさつ(活字ベースのもの又はICレコーダーの音声データ)」に係る非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会議事録の会長あいさつ（活字ベースのもの又はICレコーダーの音声データ）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年7月25日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年7月13日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年7月25日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年7月29日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 会長あいさつについて

- ① 令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会（以下「運営審議会」とい

う。)における会長あいさつを運営審議会議事録(以下「本件議事録」という。)に記載してほしい。決して“あいさつ”というレベルではなく、少なくとも儀礼的な退任挨拶の言葉のみではなかった。

- ② 福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第7条(5)に「会識の議事録は、議題に対する審議内容、結論等が明確になるよう作成すること。ただし、特別の事情があるときは、理由を明らかにして作成しないことができる」と規定しているだけである。“あいさつ”は文書化しない、しなくて良い、とは記されていない。そもそも「議事とは関係ないか否か」は、利用者、市民が判断することで、図書館側が決めることではない。

本件議事録を運営審議会事務局である図書館職員が作成するのは当然だが、内容について個々の委員に了承をとったのか、会長の同意を得たのか不明である。

実施機関が本件処分を正当というのは納得できないが、事務担当課が「存在しない」というならここで争うつもりはない。

## (2) 音声データについて

録音した音声データは議事録作成後に消去しているとのことであるが、通常、音声データはバックアップとして、複数人のパソコンに保存され共有されるものであり、音声データが保存されている可能性が大きい。

音声データなど電磁的記録についても、紙の公文書のように保存年限などを定めておくべきではないか。市全体に関わるものであるため、言及して欲しい。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 会長あいさつについて

会長あいさつは、本件審議会の議事や報告が終了した後に行われた会長の退任に関するものであり、議事の内容ではないことから、その発言を記録した文書は作成していない。従前から審議会での関係者あいさつは文書化していない。

審議会の議事録は、要綱において、議題に対する審議内容、結論等が明確になるよう作成する旨の規定に沿って作成しているが、会長あいさつは議題に含まれていない。

議事録の作成は、通常、会長をはじめ委員に内容の確認を依頼し、その修正意見等を反映したのち事務局職員の決裁を経て確定している。

## (2) 音声データについて

対象の音声データは、当時の審議会議事録作成担当者が、審議会議事録作成の補助手段としてメモ代わりに残したものであり、作業終了とともに消去している。

当時は、音声データを公文書として保存していなかったが、令和4年度以降は取り扱いを改め、公文書として審議会議事録と同じ5年間保存している。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、本件審議会における会長のあいさつがわかる文書（以下「本件対象文書①」という。）及び当該あいさつを録音した音声データ（以下「本件対象文書②」という。）と解される。

### 2 本件対象文書の存否について

#### (1) 本件対象文書①について

実施機関によれば、審議会議事録については、議題に対する審議内容、結論等が明確になるよう作成する旨を定めた要綱第7条第1項第5号の規定に沿って作成しているとのことであり、通常は、会長も含めた審議会委員の確認を受けたのち、事務局職員の決裁を経て確定しているとのことであった。

当審査会において、本件議事録を確認したところ、議事や報告事項については、委員や事務局の発言が詳細に記載されていること、その末尾には「会長挨拶/館長挨拶/事務連絡」との記載があること、1枚目の余白には館長の決裁及び関係職員の承認がなされていることが認められる。

当審査会としては、本件議事録は決裁を経た議事録であり、この中には「会長挨拶」と記載されているものの、挨拶の内容までは記載されておらず、本件対象文書①を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に挨拶文が記載された文書を保有していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書①の不存在を理由に行った本件決定は妥当であると判断する。

(2) 本件対象文書②について

福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則第2条第1号では、公文書の定義として「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、教育委員会が保有しているものをいう。」と規定するとともに、同規則第9条第2項では、公文書はその区分に応じて保存しなければならない旨を規定している。

そうすると、電磁的記録である音声データについても、公文書の定義に該当する場合には、紙の文書と同様に同規則に沿って保存する必要があるものである。

これについて、実施機関によれば、本件対象文書②については、本件議事録を作成した後に消去したため保存していないが、令和4年度以降は、審議会の音声データを議事録と同じ5年間保存するよう取り扱いを改めたとのことである。

本件対象文書②は、前記規則第2条第1号及び第9条第2項により保存する必要のあった公文書であったが、本件決定時において消去されている以上、存在しないものと言わざるを得ず、実施機関が本件対象文書②の不存在を理由に非公開とした本件決定は、結論として妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月25日	実施機関からの諮問
令和4年10月21日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年12月5日	審査請求人の反論意見書を収受
令和6年10月21日（第2部会）	審議
令和6年11月27日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年12月25日（第2部会）	審議
令和7年1月29日（第2部会）	審議
令和7年2月26日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和7年3月21日（第2部会）	審議
令和7年4月16日（第2部会）	審議
令和7年5月21日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、北坂尚洋、鈴木崇弘、山下亜紀子